

○内閣府告示第一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道
- 二 地域再生計画の名称 産業遺産（炭・鉄・港）の保全・活用による交流人口の拡大プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道の区域の一部（空知地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道上川郡美瑛町
- 二 地域再生計画の名称 日本で最も美しい村づくり推進による美瑛町活性化プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道上川郡美瑛町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 むつ市
- 二 地域再生計画の名称 次代を担うプラチナ人財育成プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 むつ市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岩手県九戸郡軽米町
- 二 地域再生計画の名称 わ かるまい 雇用創出プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 岩手県九戸郡軽米町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岩手県九戸郡軽米町
- 二 地域再生計画の名称 わ かるまい 地域ぐるみ いきいき子育て支援プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 岩手県九戸郡軽米町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 東松島市
- 二 地域再生計画の名称 子ども・子育て応援プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 東松島市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県
- 二 地域再生計画の名称 世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県
- 二 地域再生計画の名称 秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）



○内閣府告示第九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 酒田市
- 二 地域再生計画の名称 東北公益文科大学生酒田定着プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 酒田市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 福島県
- 二 地域再生計画の名称 新生Jヴィレッジによる地方創生推進プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 福島県の区域の一部（双葉郡檜葉町山田岡地区及び広野町下北迫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 福島県双葉郡浪江町
- 二 地域再生計画の名称 憩いのエリア再生プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 福島県双葉郡浪江町の区域の一部（高瀬地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 潮来市
- 二 地域再生計画の名称 河岸跡を活用したまちづくり
- 三 地域再生計画の区域の範囲 潮来市の区域の一部（潮来市潮来四丁目及び五丁目地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 行方市
- 二 地域再生計画の名称 行方市情報発信日本一プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 行方市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 茨城県猿島郡境町
- 二 地域再生計画の名称 「河岸のまちさかい」復興プロジェクト「エコカル（環境・歴史文化）・デイ  
ストリクト」構築事業」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 茨城県猿島郡境町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 茨城県猿島郡境町
- 二 地域再生計画の名称 「河岸のまちさかい」復興プロジェクト「来て！見て！感じて！さかいまち」  
構築事業

三 地域再生計画の区域の範囲 茨城県猿島郡境町の全域

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 茨城県猿島郡境町
- 二 地域再生計画の名称 「河岸のまちさかい」復興プロジェクト（中心市街地空き家・空き店舗再生活用事業）

三 地域再生計画の区域の範囲 茨城県猿島郡境町の全域

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）



○内閣府告示第十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 栃木県
- 二 地域再生計画の名称 とちぎ周遊観光促進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 栃木県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宇都宮市
- 二 地域再生計画の名称 LRT導入による魅力ある都市づくり事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宇都宮市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 栃木県芳賀郡芳賀町
- 二 地域再生計画の名称 LRT導入による鉄道のないまち躍動プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 栃木県芳賀郡芳賀町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 所沢市
- 二 地域再生計画の名称 住んでみたい・訪れてみたいまち所沢プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 所沢市の区域の一部（東所沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）。
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 狭山市
- 二 地域再生計画の名称 潜在的な魅力発見！ モノづくりのまち さやま
- 三 地域再生計画の区域の範囲 狭山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 富山県
- 二 地域再生計画の名称 世界に誇る富山の「魅力」「資源」向上&PR計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 富山県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県
- 二 地域再生計画の名称 ものづくりの未来を担う多様な人材の確保・育成プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 石川県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県
- 二 地域再生計画の名称 世界農業遺産「能登の里山里海」活性化プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 石川県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）



○内閣府告示第二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県
- 二 地域再生計画の名称 金属加工技術の高度化研究プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 石川県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 小松市
- 二 地域再生計画の名称 「九谷焼の明日を拓くプロジェクト」〈九谷を支える、ものづくり・ひとつづくり〉
- 三 地域再生計画の区域の範囲 小松市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 山梨県
- 二 地域再生計画の名称 やまなし「水」ブランド戦略推進プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 山梨県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 中津川市
- 二 地域再生計画の名称 若者の地元定着推進事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 中津川市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 中津川市
- 二 地域再生計画の名称 外国人観光促進事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 中津川市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 藤枝市
- 二 地域再生計画の名称 女性が輝く起業・創業支援事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 藤枝市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 三重県
- 二 地域再生計画の名称 奨学金の返還支援による若者の県内定着促進
- 三 地域再生計画の区域の範囲 三重県の区域の一部（三重県規則第六十八号「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則」で指定する地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）





○内閣府告示第三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県
- 二 地域再生計画の名称 「滋賀体感」首都圏プロモーション事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 滋賀県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高島市
- 二 地域再生計画の名称 地域ぐるみの人材育成プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高島市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 京都府
- 二 地域再生計画の名称 文化レジリエンスプロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 京都府の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 堺市
- 二 地域再生計画の名称 芸術文化振興を軸とした交流促進
- 三 地域再生計画の区域の範囲 堺市の区域の一部（堺市中心市街地活性化基本計画で定める区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 泉佐野市
- 二 地域再生計画の名称 りんくうタウン活性化プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 泉佐野市の区域の一部（りんくうタウン・インターナショナルビジネス地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 兵庫県
- 二 地域再生計画の名称 森林の恵み活用プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 兵庫県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宍粟市
- 二 地域再生計画の名称 森林（もり）から創（はじ）まる地域創生く森林保全・活用事業く
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宍粟市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 和歌山県有田郡湯浅町
- 二 地域再生計画の名称 湯浅町インバウンド観光等推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 和歌山県有田郡湯浅町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）



○内閣府告示第四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 備前市
- 二 地域再生計画の名称 “里海・里山づくり”により育まれる産物のブランド化
- 三 地域再生計画の区域の範囲 備前市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 真庭市
- 二 地域再生計画の名称 真庭市旭川清流化・里山保全プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 真庭市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 山口県
- 二 地域再生計画の名称 やまぐち高度産業人材確保プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 山口県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 山陽小野田市
- 二 地域再生計画の名称 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学整備及び活用事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 山陽小野田市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 観音寺市
- 二 地域再生計画の名称 観音寺市子育て支援施設整備計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 観音寺市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高知県
- 二 地域再生計画の名称 高知県防災関連産業振興事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高知県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 地域再生計画の名称 小倉城周辺魅力向上計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北九州市の区域の一部（小倉城周辺地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 地域再生計画の名称 北九州スタジアムを活用したラグビー等によるシビックプライド醸成計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北九州市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）



○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 朝倉市
- 二 地域再生計画の名称 朝倉市「筑前の小京都秋月」観光振興プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 朝倉市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 小林市
- 二 地域再生計画の名称 小野湖利用推進プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 小林市の区域の一部（須木区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 薩摩川内市
- 二 地域再生計画の名称 生き生きと働くまち薩摩川内応援プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 薩摩川内市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 薩摩川内市
- 二 地域再生計画の名称 薩摩國（さつまのくに）ブランドECプロジェクト事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 薩摩川内市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 薩摩川内市
- 二 地域再生計画の名称 薩摩川内市若者就労者奨学金返還支援プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 薩摩川内市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県大島郡瀬戸内町
- 二 地域再生計画の名称 世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 鹿児島県大島郡瀬戸内町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 富山県
- 二 地域再生計画の名称 「とやま未来創生」ものづくり産業活性化計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 富山県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援利子補給金（五の五③）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北杜市
- 二 地域再生計画の名称 北の杜スタイル創造プロジェクト 〳「北杜で働く」を応援〵
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北杜市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 実践型地域雇用創造事業（五の六）



○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 三好市
- 二 地域再生計画の名称 三好市生涯活躍のまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 三好市の区域の一部（池田地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の合理化（五の六）